

自治体における災害廃棄物対策 の取組状況について

自治体における災害廃棄物対策の調査の概要

■調査対象と回答率

	都道府県	市町村等	
		市区町村	組合
調査対象数	47	1,741	537
回答自治体数	47	1,723	537
回答率	100%	99%	100%

※「一部事務組合・広域連合」は、以下「組合」という。

※「一部事務組合・広域連合」の調査対象組合数は、回答自治体数と同一とした。

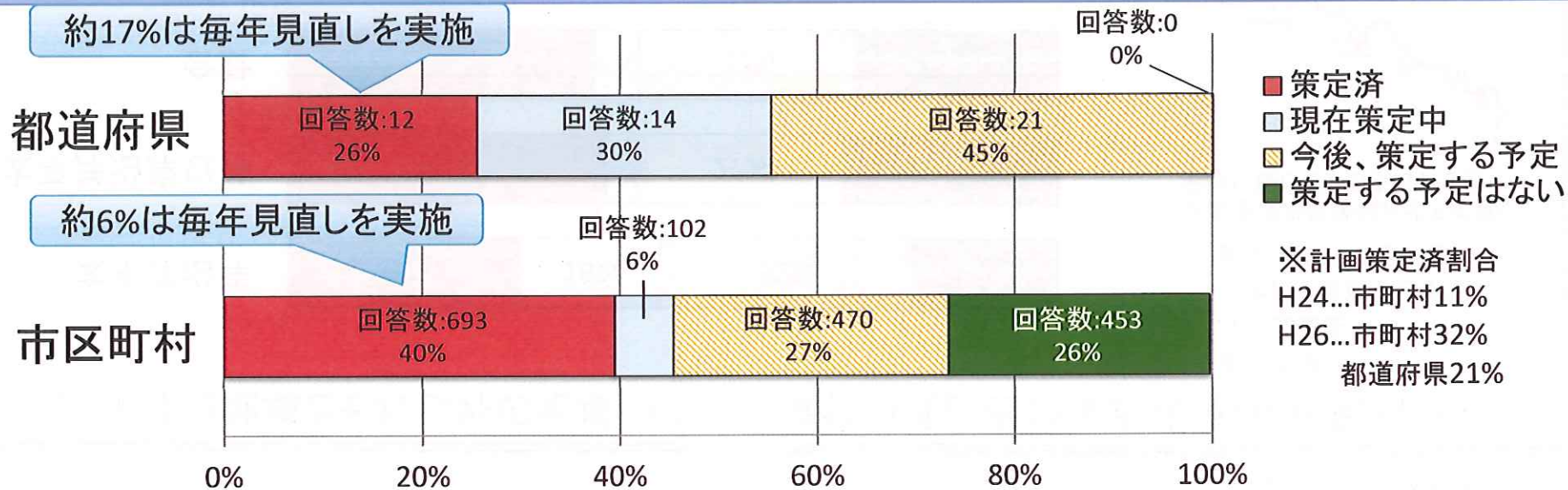
■調査期間

平成27年9月～平成27年11月

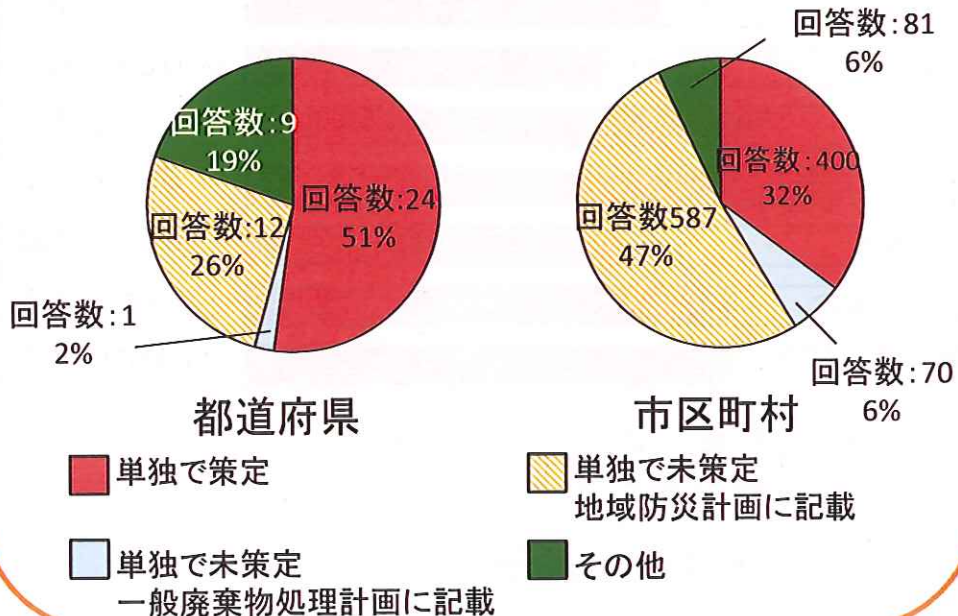
■調査項目(平成27年3月末時点の状況を調査)

1. 災害廃棄物の処理計画の策定状況
2. 災害廃棄物処理計画の策定における課題(複数選択可、上位3つまで)
3. 災害時における有害物質の流出・漏えいに伴う有害廃棄物等対策に関する検討状況
4. 仮置場の確保や候補地の選定に関する検討状況
5. 廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発・実施状況
6. 自治体間や自治体と民間事業者間の災害協定等の締結状況
- 7-1. ごみ焼却施設の老朽化状況
- 7-2. ごみ焼却施設の災害時の自立稼働状況

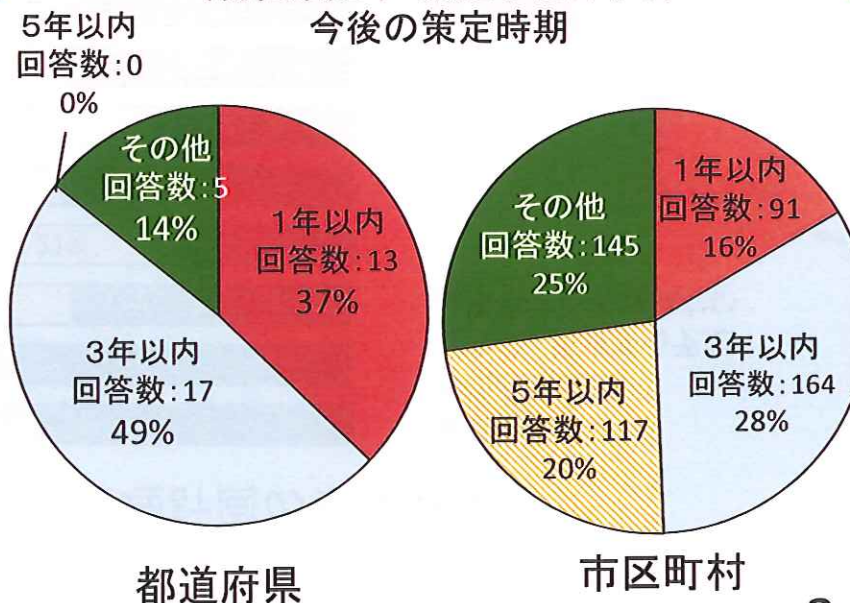
災害廃棄物処理計画の策定状況(平成27年3月時点)



(策定済み・現在策定中・策定予定のうち)
単独で計画を策定している割合

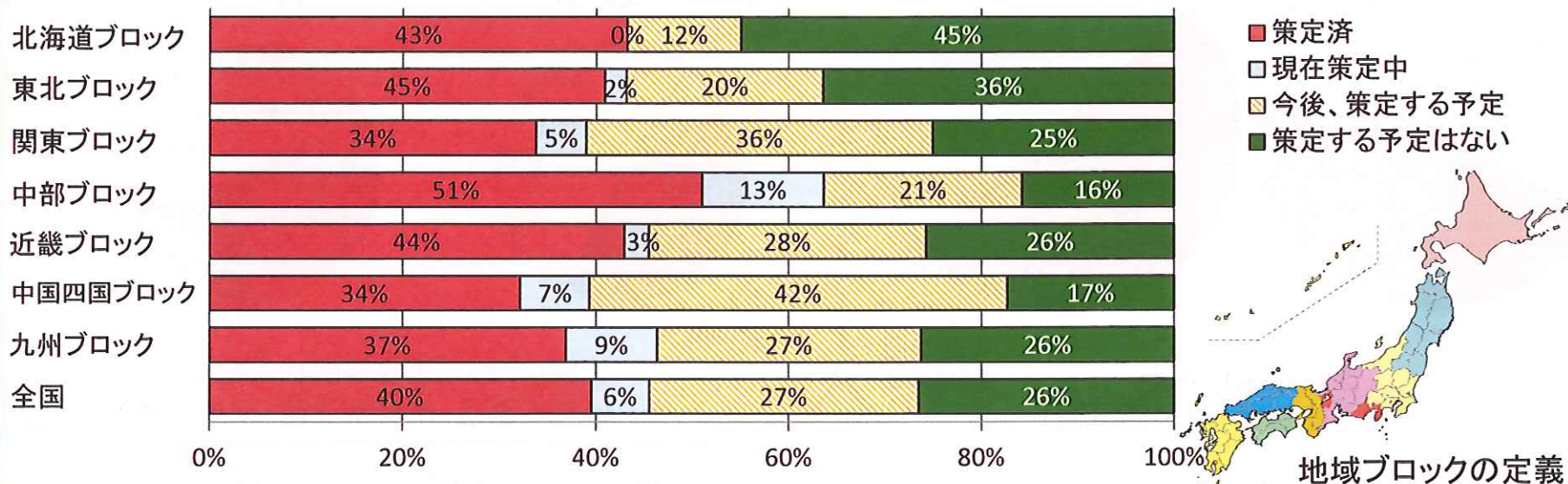


(現在策定中・策定予定のうち)
今後の策定期期

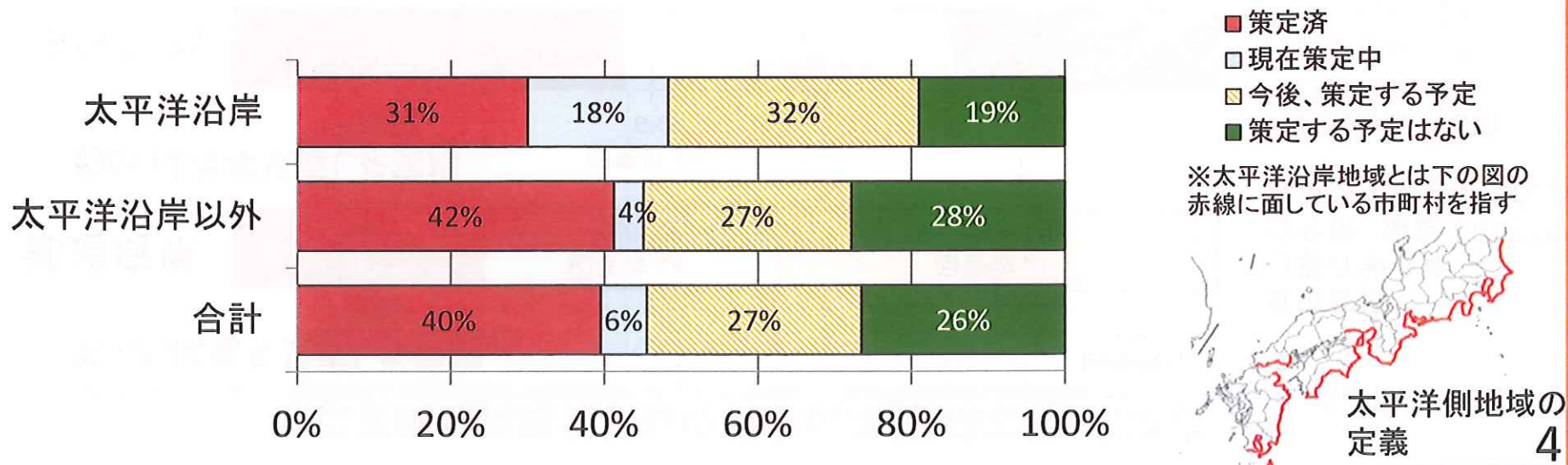


災害廃棄物処理計画の策定状況(平成27年3月時点)

ブロック別の市区町村の災害廃棄物処理計画の策定状況



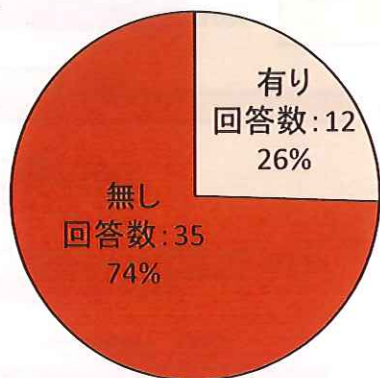
太平洋側地域とそれ以外の地域の災害廃棄物処理計画の策定状況(市区町村別)



仮置場の確保や候補地の選定に関する検討状況(平成27年3月時点)

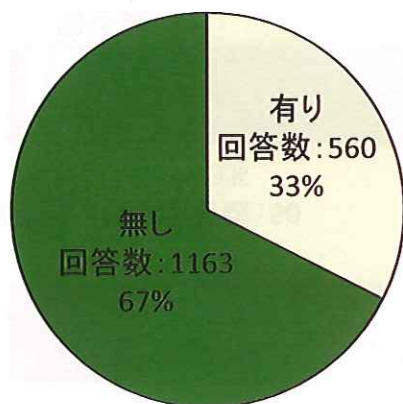
仮置場の確保や候補地に選定に関する検討の有無

都道府県



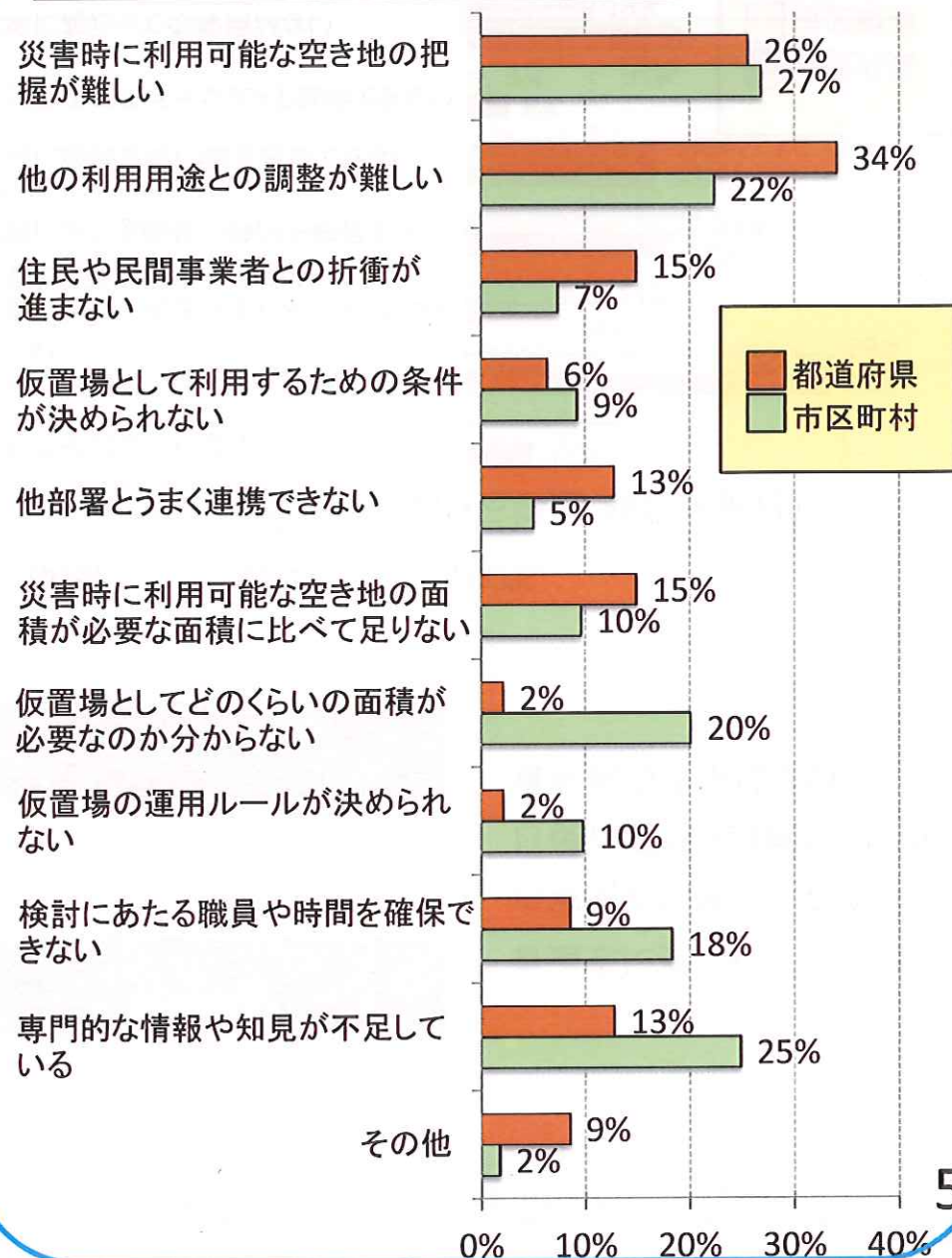
- 検討をしている都道府県のうち、約58%が災害廃棄物処理計画に記載する等により公開
- 検討をしている都道府県の半数が二次仮置場と一次仮置場を機能に分けて選定している。

市区町村

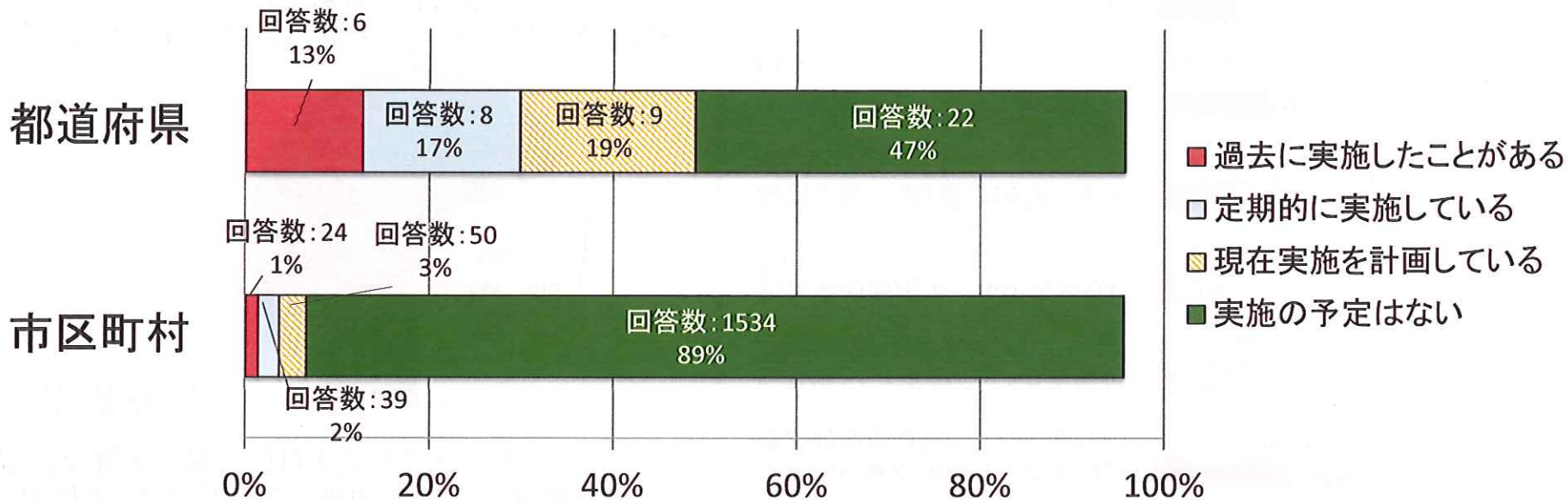


- 検討をしている市区町村のうち、約66%が災害廃棄物処理計画に記載する等により公開
- 検討をしている市区町村のうち、約23%は二次仮置場と一次仮置場を機能に分けて選定している。

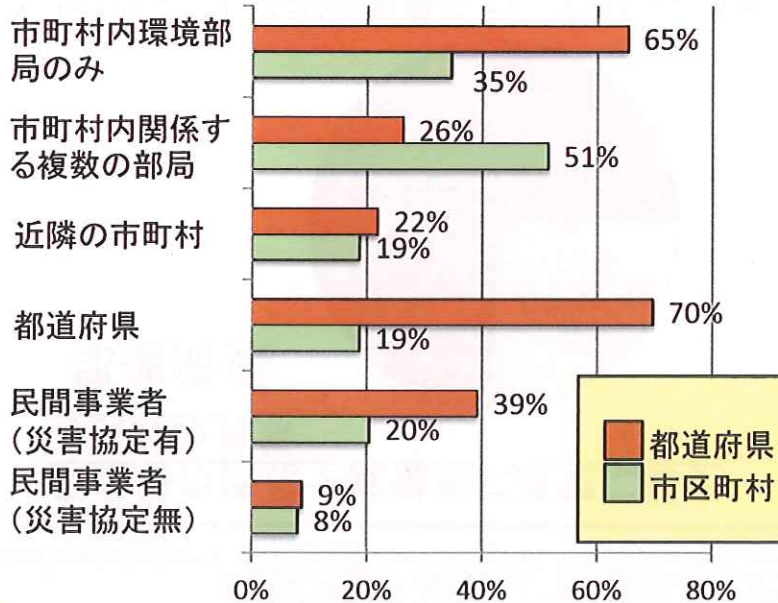
仮置場の確保や候補地の検討における課題(複数回答可)



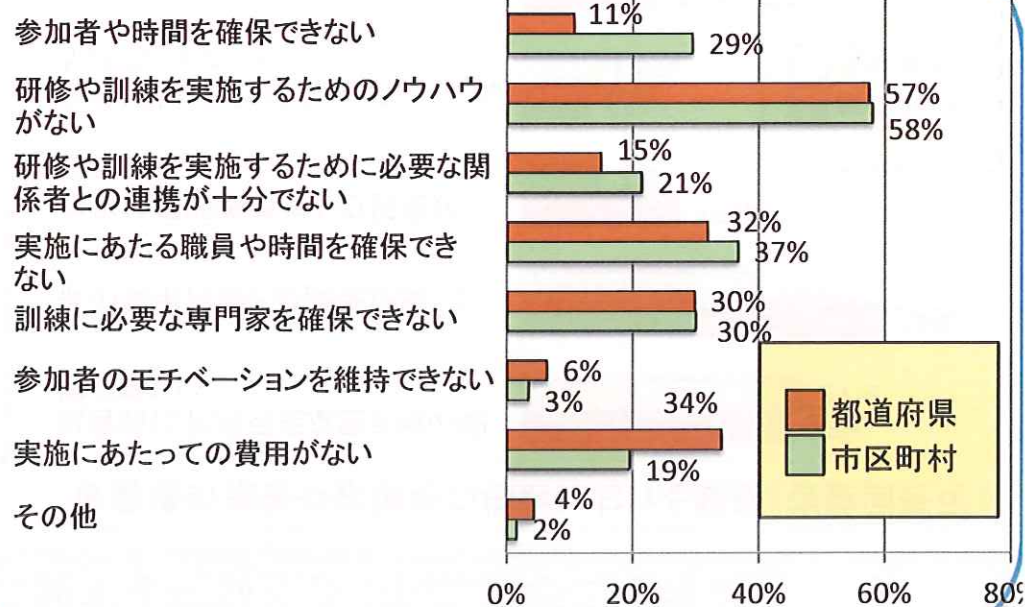
災害廃棄物処理対策に関する職員への教育・訓練の実施状況(平成27年3月時点)



参加者の範囲(複数選択可)



教育・訓練の実施における課題(複数選択可)



自治体における災害廃棄物対策の取組状況のまとめ

1. 計画策定状況について

- 市町村の災害廃棄物処理計画の策定率については、昨年よりも8%増加するとともに、都道府県の策定率についても、昨年よりも5%増加する結果となった。また、未策定の都道府県においても、概ね3年以内に災害廃棄物処理計画を策定予定である結果となった。
- 地域ブロック単位で整理すると、中部ブロックがもっとも災害廃棄物処理計画の策定率が高く、次いで東北となった。中四国ブロックの策定率が最も低く約3割という結果であったが、これから策定する計画が多い結果となった。
- 太平洋沿岸地域とそれ以外の地域で、災害廃棄物処理計画の策定状況を比較すると、太平洋沿岸地域の計画の策定が進んでいないが、南海トラフ巨大地震といった災害の発生の恐れを踏まえて、今後策定する予定にあることがわかった。

2. 仮置場の検討について

- 仮置場の確保を検討している割合は、都道府県・市区町村ともに約3割となった。
- その理由として、都道府県は「他との利用用途との調整が難しい」がもっとも多かったが、市区町村においては「専門的な情報や知見が不足している」が最も多い結果となった。

3. 教育・訓練について

- 災害廃棄物処理に関する職員への教育・訓練の実施状況に関しては、約44%の都道府県が実施したことがある、又は今後実施予定であるという結果となった。一方、市区町村においては約9割の市町村が実施予定がないという結果となった。
- 教育訓練の実施における課題に関しては、都道府県・市区町村ともに「研修の訓練を実施するためのノウハウがない」ということがあげられた。

自治体レベルでの災害廃棄物対策の充実に係る 今後の取組の方向性

(1) 都道府県及び市町村による「災害廃棄物処理計画」の策定の推進

- 災害廃棄物対策指針、D.Waste-Net等を活用して、都道府県及び市町村の災害廃棄物処理計画の策定が促進されるよう支援する(国土強靱化基本法に基づく国土強靱化アクションプラン2015において、平成30年までに都道府県の災害廃棄物処理計画の策定率約8割、市町村は約6割が目標値として設定されている)。
- 都道府県及び市町村による「災害廃棄物処理計画」の策定状況及び記載内容に関する実行性等の確認・分析を行い、その結果を踏まえつつ、必要に応じて災害廃棄物対策指針等に適宜反映する。

(2) 災害廃棄物対策指針等の充実

- 実際に発生した災害への対応における教訓やD.Waste-Netの活動等を通じて得られた経験、研究開発により得られた知見等をもとに、都道府県及び市町村の災害廃棄物処理計画に盛り込むべき事項や留意すべき事項等を整理し、災害廃棄物対策指針の更なる充実を図る。
- 災害廃棄物処理の際に必要な技術等についてガイドライン等を策定し、地方自治体等が行う災害廃棄物対策への技術的支援を進める。
- 市町村の災害廃棄物対策(災害廃棄物処理計画策定等)への都道府県による支援について、地域ブロック協議会等を通じて、都道府県の取組への技術的な支援・助言等を適宜行う。